

新型コロナウイルス感染症 対応表 【9/13（月）～】

※下線部は今回追加事項

	状況	児童・生徒
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間（14日間が目安））
B	本人に発熱等の症状がある 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患に起因する場合は除く	自宅待機（期間：症状がなくなってから48～78時間程度を経る迄の期間（医師の判断を経た後が望ましい））
C	本人がPCR検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる（保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること））
D	同居の家族など児童生徒と一定の接触がある者が当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	自宅待機（期間：濃厚接触者となった者のPCR検査の陰性が判明する迄）
E	同居の家族など児童生徒と一定の接触がある者に発熱等の症状がある	自宅待機（期間：症状がなくなってから48時間程度を経る迄の期間（医師の判断を経た後が望ましい）） 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要
F	同居の家族など児童生徒と一定の接触がある者がPCR検査を受検することになった（上記D以外の場合）	状況により個別に判断する 「手術のためのPCR検査や定期的なPCR検査等の形式的なPCR検査」については原則として自宅待機は不要 濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合は自宅待機。 保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

新型コロナワクチン接種についての対応

状況	児童生徒
ワクチン接種を受ける場合の取扱い	接種の期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等には、校長の判断により、出席停止とすることができる。
接種後に発熱等の風邪症状が出た場合の取扱い	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とすることができる。（その他の症状があった場合も、状況を聴取したうえで適切に判断する）